

～キャリアアップ助成金を活用して優秀な人材を確保～

# 派遣労働者を正社員として直接雇用しませんか

派遣労働者のキャリアアップを促進する観点から、派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用することを通じ、人材確保を図る意欲的な事業主に対して「キャリアアップ助成金」による助成を行っています。

## キャリアアップ助成金

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる**非正規雇用労働者**の企業内の**キャリアアップ等**を促進するため、**正社員化**、**待遇改善**の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

### 正社員化コース

< > 内は生産性の向上が認められる場合の額 ( ) 内は大企業の額

#### 派遣労働者を派遣先で**正規雇用労働者**（※）として直接雇用した場合

**有期雇用** → **正規雇用** : 1人当たり **85.5万円** <108万円> ( **71.25万円** <90万円> )

**無期雇用** → **正規雇用** : 1人当たり **57万円** < 72万円> ( **49.875万円** <63万円> )

※ 正規雇用労働者には、「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。

※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換または直接雇用した場合に助成額を加算します。

### 主な支給要件

- 派遣労働者を正規雇用労働者または多様な正社員として**直接雇用する制度を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定**している事業主であること。
  - 派遣先の事業所その他派遣就業場所ごとの同一の組織単位において、**6ヶ月以上の期間継続して労働者派遣を受け入れていた事業主**であること（6ヶ月以上の期間継続して派遣就業していた同一の派遣労働者を直接雇用した場合に限ります。）。
  - 直接雇用された労働者に対して**直接雇用後6ヶ月分の賃金を支給した事業主**であること。
- ※ 上記以外にも支給要件がありますので、厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

### 留意事項

※ 助成金の受給には、**事前にキャリアアップ計画の提出が必要**です。（すでにキャリアアップ計画を提出している場合は、事前に計画変更届の提出が必要になる場合があります。）

※ キャリアアップ助成金の詳細は、厚生労働省ホームページに掲載のパンフレット「キャリアアップ助成金」（令和2年4月1日現在の内容）をご参照ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

※ 生産性の向上の判定方法については、厚生労働省ホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

### 紹介予定派遣の労働者にも助成金が使いやすくなりました！

～令和3年2月5日から令和4年3月31までの間、対象労働者の要件を拡充します～

### 拡充

**令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職し、就労経験のない職業に就くことを希望する者**を、紹介予定派遣の後、派遣先の事業所が**正社員として直接雇用した場合（※）**、対象となる労働者の方の直接雇用前に当該事業所に従事していた期間が、**2ヶ月以上～6ヶ月未満でも支給対象**とします。

※ 令和3年2月5日から令和4年3月31までの間に正社員として直接雇用された場合に対象になります。



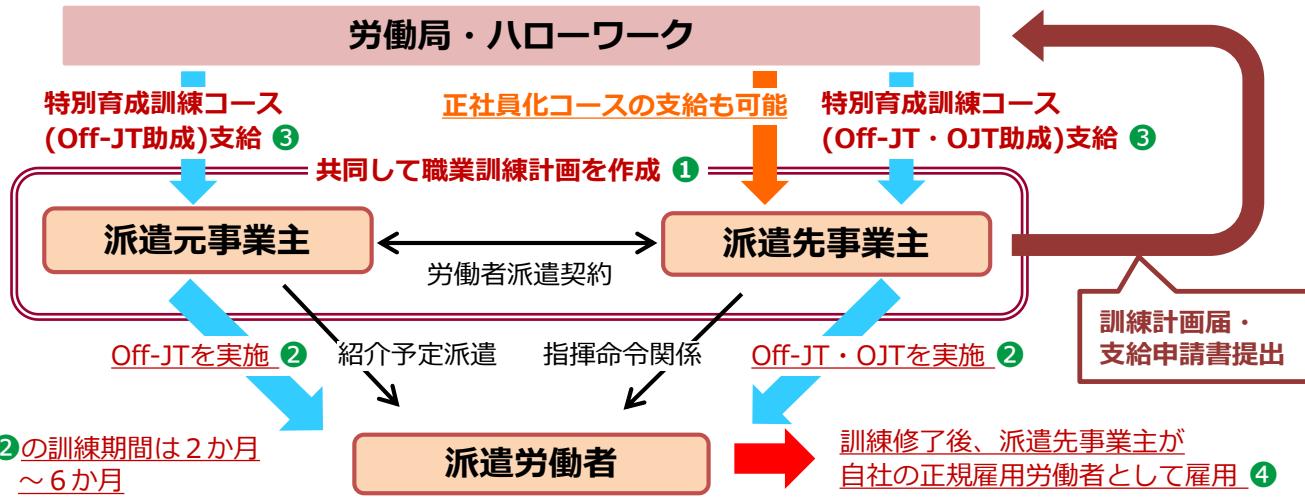
派遣先事業主と派遣元事業主が共同して訓練を実施した場合にも、助成金（人材開発支援助成金（特別育成訓練コース））が支給されます。

## 人材開発支援助成金（派遣事業主活用型）のご案内

派遣先事業主と派遣元事業主が共同して訓練実施計画を作成し、OJT（実習）とOFF-JT（座学等）を組み合わせた訓練（有期実習型訓練）を実施するものです。派遣先事業主が紹介予定派遣で受け入れる派遣労働者に、自社の正規雇用労働者として雇用することを目指して、本訓練を行い、支給要件等を満たした場合、人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）が支給されます。

### 派遣事業主活用型の流れ

※助成金支給までの流れは、①～④の順となります。



### 人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）

< > 内は生産性の向上が認められる場合の額 ( ) 内は大企業の額

#### ① 派遣先事業主への助成額（1人当たり）

OFF-JT 賃金助成 : 1 h当たり760円<960円> (475円<600円>)

経費助成 : 実費助成

※訓練時間数に応じた右上表の額を限度

OJT 実施助成 : 1 h当たり760円<960円> (665円<840円>)

100h未満	10万円( 7万円)
100h以上200h未満	20万円(15万円)
200h以上	30万円(20万円)

#### ② 派遣元事業主への助成額（1人当たり）

OFF-JT 賃金助成 : 1 h当たり760円<960円> (475円<600円>)

経費助成 : 実費助成

※訓練時間数に応じた右上表の額を限度

※ 1年度1事業所当たりの支給限度額は1,000万円

☆ 有期実習型訓練（派遣型）修了後に正規雇用等に転換された場合の経費助成の限度額

100h未満	15万円(10万円)
100h以上200h未満	30万円(20万円)
200h以上	50万円(30万円)

- 主な支給要件
- 紹介予定派遣に係る派遣労働者を雇用する事業主であること（派遣元事業主）。
  - 紹介予定派遣に係る派遣労働者をその指揮命令の下に労働させる事業主であること（派遣先事業主）。
  - 派遣元事業主と派遣先事業主が共同で職業訓練計画を作成し、受給資格認定を受けた事業主であること。
  - 受給資格認定による職業訓練計画に基づき、訓練を実施した事業主であること。
- ※上記以外にも支給要件がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページ等でご確認ください。



派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合

### 正社員化コース

有期雇用 → 正規雇用 : 1人当たり 85.5万円<108万円> (71.25万円<90万円>)

※ 詳細はP.1をご覧ください

無期雇用 → 正規雇用 : 1人当たり 57万円<72万円> (49.875万円<63万円>) 等

(令和3年2月5日～令和4年3月31日まで)  
**キャリアアップ助成金（正社員化コース）の制度拡充に関するQ&A**

**Q 1 「令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職し、就労経験のない職業に就くことを希望する者」とは、どのように判断するのでしょうか。**

A 離職日及び前職については、紹介予定派遣を行う派遣元事業主から派遣先事業主に提示された対象労働者の職歴が確認できる内容が記載されている書類（履歴書、職務経歴書等）により確認してください。

また、就労経験の有無は、職業安定法第15条の規定に基づき職業安定局長が作成する職業分類表（※）の小分類の職業により判断します。直接雇用後の職業が就労経験のある職業となっている場合は支給対象外となります。

※ ハローワークインターネットサービス（厚生労働省編職業分類（平成23年改定）

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw\\_job\\_dictionary.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_dictionary.html)

**Q 2 自己都合による退職も「新型コロナウイルス感染症の影響による離職」に含まれますか。**

A 自己都合による離職であっても、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであれば、支給対象となり得ます。例えば、「新型コロナウイルスに感染したことなどによって同居の家族の看護または介護必要になったから」「職場で感染者が発生したから」「同居の家族が高齢であり、重症化防止のため」などの理由が挙げられます。なお、自ら事業を営んでいる者の廃業、役員等についている者の退任も「離職」に含まれます。

（例）

- ・ 有期雇用労働者の契約期間が令和2年1月24日以降に満了し、別の事業所で紹介予定派遣を通じて就労経験のない職業に正社員として直接雇用された場合
- ・ 有期雇用労働者の契約期間が令和2年1月24日以降に満了し、同一の事業所で紹介予定派遣を通じて就労経験のない職業に正社員として直接雇用された場合

- ・ 派遣労働者の派遣期間が令和2年1月24日以降に満了し、別の派遣先で紹介予定派遣を通じて就労経験のない職業に正社員として直接雇用された場合
- ・ 派遣労働者の派遣期間が令和2年1月24日以降に満了し、同一の派遣先で紹介予定派遣を通じて就労経験のない職業に正社員として直接雇用された場合
- ・ 日雇い労働を行っていた者が令和2年1月24日以降に、紹介予定派遣を通じて就労経験のない職業に正社員として直接雇用された場合
- ・ 自ら事業を営んでいる者が令和2年1月24日以降に廃業し、紹介予定派遣を通じて就労経験のない職業に正社員として直接雇用された場合

**Q 3 労働者が希望する職種は過去にパートとして勤務した経験があります。この場合は「就労経験がない」と判断してよいでしょうか。**

**A 雇用形態がパートやアルバイトであっても、過去に就労経験があれば、本要件の対象外となります。しかし、学校在学中のパートやアルバイトは除きます。**

**Q 4 いつからいつまでの取組に適用されるのでしょうか**

**A 令和3年2月5日～令和4年3月31日までに、紹介予定派遣に係る派遣労働者を正社員として直接雇用した場合に本要件が適用されます。**  
なお、当該紹介予定派遣期間中に派遣元事業主による OFF-JT（派遣労働者のキャリアアップに資するものであり、有給、無償で実施されるもの。8時間以上必要。）（※）を受講していただく必要があります。

**※ OFF-JT とは、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる（事業内又は事業外の）職業訓練をいいます。**